○ 本編では、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に関する対策 について記述するものである。

# 第1章 災害予防

## 第1節 道路災害対策の推進

- 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施
  - O 道路災害を防止し、又は道路災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路施設 の維持管理を強化するとともに、道路災害対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的か つ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い道路空間を確保し、災害に強い国づく り・まちづくりを行うものとする。
- 第2 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
  - O 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び 4 車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能 強化対策を進め、大規模な道路災害の発生に対しても代替路となる経路を確保するものとす る。
  - O 道路施設、沿道斜面等(以下「道路施設等」という。)の耐震性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。
  - O 点検結果に基づき、耐震補強対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進するものとする。
  - O 異常気象時等でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、 地域の拠点(行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等)間を結ぶ主要な道路や代替路が ない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとする。
    - また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。
  - O 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。なお、施設の長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
  - 点検結果に基づき必要な防災対策工を行うものとする。
  - O 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、 防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。

- O 防災対策工の実施に当たっては、治山事業等他の事業との積極的な連携により、効果的な対策を進めるものとする。
- O 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第3 防災拠点の確保・整備

- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

### 第4 ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。
- O ライフライン施設の応急復旧に関して、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化 を図るものとする。

## 第5 防災に関する広報・情報提供等

- O 災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図るとともに、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、迅速かつ的確に広報活動を行えるよう広報に関するマニュアルを整備し、その運用を図るものとする。
- O 道路災害による被災の防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路 情報の提供に努めるものとする。
- O 道路災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、 必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力して、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

### 第2節 危機管理体制の整備

## 第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の 災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。な お、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害 時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。
- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、 役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- O 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- O 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用 者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
- O 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局等は、初動 体制に関するマニュアルを整備し適切な対応を行うものとする。
- O 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。
- O 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、 強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- O 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により 電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として 7日間以上、他の設備については3日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料 等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の 調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

## 第2 通信手段等の整備

- O 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を 推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の 実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
  - ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備 と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性 を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信シス

テム、統合災害情報システム(DiMAPS)の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

- ・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。
- ・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用へリコプター及びパトロールカー、災害対策用機械等の情報収集・連絡用の車両について必要な整備を推進するとともに、気象観測装置、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。特に、災害対策用へリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用へリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
- ・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、 共有するシステムの整備を図るものとする。
- ・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- ・ 道路施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、GISについても開発・整備を推進し、道路施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。
- ・ 監視用カメラ等の情報収集設備や道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備に ついては非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- ・ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する ため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において 有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- ・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

## 第3 関係機関との連携

O 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

### 第4 応急復旧体制の整備

- 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備えとして、道路施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- O 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄を持つ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係 団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機 材の提供・調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- O 大規模な道路災害発生時における地方整備局等間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局等はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- O 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を 整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、 複製の別途保存を行うよう努めるものとする。
- O 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、工法等に関する技術的な指導・助言を行うための専門家の登録及び派遣体制の整備を行うものとする。
- O 地方整備局等は、各所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの 活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

## 第5 後方支援体制の整備

○ 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

- O 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。
- O 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものと する。

## 第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- O 道路災害に関するデータを集積し、これらの災害に関する安全性の確保という観点から、幅 広く次のような研究を行うとともに、防災の施策に反映させるものとする。また、道路災害 を防ぐために雨量計等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。
  - ・ 道路災害による被災防止を図るための道路施設の計画・設計手法の高度化、日常点検手法の高度化、技術指針等の整備
  - ・ 災害関連データ等、被災防止を図るための情報基盤の開発
  - ・ 斜面、のり面等の探査、安定性に関する調査・評価技術、対策工法等についての技術研究 開発
  - ・ ITSを活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発
  - ・ 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発

## 第4節 防災教育等の実施

#### 第1 防災に関する研修等の実施

- O 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- O 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- O 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、 研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

## 第2 防災知識の普及

- 防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- O 道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等につ

いても参画するものとする。

O 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分 配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮す るよう努めるものとする。

#### 第3 人材の育成

O 被災した道路施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の 査定事務等に資するため、防災エキスパート、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとと もに公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

## 第5節 防災訓練

- O 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関等と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施 主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

#### • 非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交 通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器の 利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。

## 情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、道路施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

## ・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方整備局等において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

## • 応急対策

道路施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

O 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回 以降の訓練の充実を図るものとする。

## 第6節 再発防止対策の実施

O 災害原因の調査を行う場合は、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

# 第2章 災害応急対策

## 第1節 災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

O 関係機関と連携し、被害を及ぼす可能性のある道路災害危険箇所等の状況を把握し、災害の 発生を予想した場合、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて道路利用者等に対し速 やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに道路利用者等に とってわかりやすい伝達に努めるものとする。

## 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

O 道路災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・ 連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材 を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

また、災対法に基づく非常災害対策本部(以下、この編において「政府本部」という。)設置後は別に定める申し合わせ事項等に基づき関係機関との情報連絡にあたるものとする。

#### 第1 災害情報の収集・連絡

- (1) 災害情報等の把握、連絡
- O 大規模な道路災害が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、 道路災害の規模、範囲等について確認するものとする。地方整備局等は、災害対策本部の設 置を必要とする規模の道路災害が発生した場合、直ちに特定本部等及び本省内各局に連絡す るものとする。
- (2) 被害情報等の把握、連絡
- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、施設被害等の情報を迅速に収集、相 互に連絡するものとする。地方整備局等は概括的被害情報など緊急に必要な情報を、災害発 生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるもとする。
- 本省内各局は、地方整備局等、都道府県、関係公共機関等より所管事務に係る被害状況、応

急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

- O 特定本部等または本省内各局は、道路施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。
- O 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、 関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとす る。
- O 特定本部等は、関係省庁の被害状況・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適 宜本省内各局、地方整備局等に連絡するものとする。
- O 応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 特定本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン及び衛星通信車等を派遣するものとする。
- O 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等 に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。
- (3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集
- O 地方整備局等は、災害対策用へリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等 を活用して、道路施設および周辺の被害状況を収集するものとする。
- O 道路災害により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用へリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整し、天候状況等について確認の上、速やかに当該へリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。
- O 道路災害により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用へリコプターを緊急 に必要とする場合、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場 合は、当該へリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。
- O 災害対策用へリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。
- ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム (D i M A P S) と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
- O 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特

定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

#### 第2 通信手段の確保

- O 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
  - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に 関する基準等によるものとする。
  - ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

## 第3節 活動体制の確立

- O 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の 防災体制について」等によるものとする。
- 地方整備局等は、地方整備局等防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。
- O 本省、地方整備局等各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。
- O 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。
- O 被災地方公共団体に対する地方整備局等の災害応援については、地域防災計画等に基づき速 やかに実施するものとする。

### 第4節 政府本部への対応等

### 第1 関係省庁連絡会議

- O 大規模な道路災害発生時に、被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等 を行うため、必要に応じて関係省庁連絡会議を開催するものとする。
- O 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地 調査団を編成・派遣するものとする。

## 第2 政府本部

- O 大規模な道路の被害が発生し、政府本部を設置する必要があると認められる場合には、速や かに同本部の設置に関する手続きの開始を内閣府に要請し、設置を図るものとする。
- 政府本部及びその事務局の設置場所は原則として国土交通省内とする。
- O 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対

策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

- O 被災地域の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府 調査団を編成・派遣するものとする。
- O 政府本部の設置に当たっては、必要に応じ、現地対策本部を設置することとし、内閣府にその手続きの開始を要請するものとする。
- O 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急 対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- O 政府本部及び同現地対策本部の設置手続き、構成員、所掌事務については別途定めるものと する。

## 第5節 災害発生直後の施設の緊急点検

- O 道路施設の管理者は、災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点 検を実施するものとする。その際、被災した道路施設の被害情報の迅速な収集等を行うため、 防災エキスパート制度等により、道路施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するも のとする。
- O 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検 を実施するものとする。

## 第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- O 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。
- O 必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請 等を行うものとする。
- O 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無 償貸付を行うものとする。
- O 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の 活用を行うものとする。

### 第7節 災害発生時における応急復旧工事等の実施

- O 道路施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に 応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、 施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 激甚な道路災害が発生した場合には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧 工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言

を得るものとする。

- O 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものと する。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- O 車輌からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 第8節 災害発生時における道路交通の確保等

- O 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除 のための復旧対策を実施するものとする。
- 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV (無人航空機) の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる道路の 確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施する ため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- O 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の 必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない 場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- O 道路管理者である都道府県及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行 車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- O 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち 往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき 道路の区間を判断するものとする。
- O 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路 情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

### 第9節 二次災害等の防止対策

○ 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時にお ける十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。

- 二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速か つ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要 に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- O 類似の要因による同種の災害を防止するため、必要に応じて、被災現地以外の類似の道路施 設等について点検・調査を行い、必要な対策を図るものとする。

## 第10節 ライフライン施設の応急復旧

- O 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、 応急復旧を速やかに行うものとする。
- O 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を 依頼するものとする。
- O 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援 するものとする。

## 第11節 地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が、被災状況調査を実施する場合には災害対策 用へリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・ 消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施す る場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報 共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- O 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れが ある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

## 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

- O 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用へリコプター、無人航空機、衛星通信システム等 の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、 災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- O 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、 応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。
- O 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。
- O 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する

者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

#### 第2 避難活動

- O 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、 土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等 を行うものとする。
- O 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設 について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、 適切に対処するものとする。

### 第3 飲料水の確保、支援等

- O 給水車の調達について、被災地方公共団体より要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用を図るものとする。

## 第12節 被災者等への対応

O 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、 関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の 確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

### 第13節 災害発生時における広報

- O 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の 危険性、交通規制・迂回路等の道路状況等、道路利用者や住民、被災者等に役立つ情報をマ ス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。
- O 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合う ものとする。
- O 地方整備局等は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

## 第 14 節 自発的支援への対応

O 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備するものとする。

災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

# 第3章 災害復旧

## 第1節 災害復旧の基本方針

- O 地方公共団体が、道路の災害復旧の基本方針を検討、又は復旧計画を作成する場合、国土交 通省は適切な指導・助言を行うものとする。
- O 被災地方公共団体より、災害復旧対策の推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた 場合は、速やかに検討のうえ、適切に対処するものとする。

# 第2節 災害復旧の実施

### 第1 災害復旧工事の早期着手

- O 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものと する。
- O 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定 を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であ ることを地方公共団体等に周知するものとする。

#### 第2 査定の早期実施

- O 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- O 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を 迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹 立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- O 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望 に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- O 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等 の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。
- O 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、上下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

## 第3 災害復旧の推進

- O 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な 復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財 政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政

措置について配慮するものとする。

- O 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて、指導・助言のための職員を派遣するものとする。
- O 道路施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のための適切な措置等を講ずるものとする。

## 第4 再度災害の防止

- O 道路施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、 可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- O 道路施設の災害復旧事業に関し、狭窄部、橋梁等の災害発生の原因となった障害物について、 必要に応じて除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。
- O 道路災害発生箇所について応急対策を実施するとともに、災害関連事業等により再度災害の 防止を図るものとする。